



J.J.W.M.神戸弟子教会

NPO法人 **ホザナ・ハウス**

活動報告

法人概要

実績・少年引き受け

神戸保護観察所
 神戸家庭裁判所
 神戸こども家庭センター
 兵庫県中央こども家庭センター
 西宮こども家庭センター
 川西こども家庭センター
 豊岡こども家庭センター
 姫路子ども家庭センター

啓発活動（講演活動等）

加古川刑務所
 姫路少年刑務所
 加古川少年院
 京都医療少年院
 大阪人間科学大学
 関西大学
 神戸垂水地区保護司会
 ライオンズクラブ
 ロータリークラブ

法律顧問

野口善國 兵庫県弁護士会所属 人権擁護委員・同子どもの権利委員
 神戸保護観察所保護司
 神戸拘置所篤志面接委員

医療顧問

岩尾俊一郎 元 兵庫県立光風病院副院長
 現 岩尾クリニック院長(精神科・心療内科)

沿革

平成23年11月 芦屋市竹園町にてNPO法人各取得
 平成24年4月 芦屋市精道町に移転
 平成25年4月 神戸市灘区記田町に法人本部移転 寺口町に「ホザナ・ハウス」移転
 平成26年4月 神戸市灘区記田町にて、児童発達支援・放課後等デイサービス「ホザナ・ルーム」開業
 平成27年7月 神戸市兵庫区湊川町にて、就労継続支援B型作業所「ホザナ・ファクトリー」開業
 平成28年7月 児童発達支援・放課後等デイサービス「ホザナ・ルーム」神戸市東灘区深江本町に移転
 平成28年2月 「ホザナ・ハウス」移転、ガールズ・シェルターに特化
 平成29年4月 芦屋市山手町にて、児童自立援助ホーム「カリス・ホーム」開業
 平成30年3月 芦屋市三条町にて、「カリス・ホームボーイズ」新設

NPO法人 ホザナ・ハウス 活動報告

2018年9月発行

- 法人概要 2
 実績・少年引き受け／啓発活動／沿革
- ホザナ・ハウスの目的 3
 ガールズシェルター 4
- カリス・ホーム 5
- ホザナ・ルーム 7
- ホザナ・ファクトリー 9

絵: 國安愛希子 (Akikio Kuniyasu)

ホザナ・ハウスの目的

NPO法人「ホザナ・ハウス」は、2010年に「神戸弟子教会」の有志が集い、少年院などからの退院者の自立支援のため設立されました。

少年院で一定期間矯正教育を受けた少年の中には、帰住地のない少年がいます。帰住地のない少年は退院ができません、仮に帰住地・引受人が見つかり退院できたとしても、何の公的支援制度もないために、自立はきわめて困難で、結果的に再度犯罪に巻き込まれるケースも多々あります。

同じように、児童養護施設においても、18才を過ぎると公的支援が無くなり、いきなり自立を迫られます。生活力の無いこうした少年が一人で生きて行くのは困難が伴います。近年20歳まで(一定の条件下では22歳)の延長が認められていますが、数年で愛情不足を補うことはできません。

幼少期に劣悪な環境に置かれたり、発育の遅れなどが原因で虐待を受けたり、また施設で養育されたために愛情不足で育った子どもたちは、「生きづらさ」という障害をもつ者が多くいます。そんな子どもたちは「生きづらさ」を持ったまま育ち社会に出ますが、多くの場面で目の前のハードルをクリアできずに苦悩します。しかし、世間はその苦しみを理解できずに、努力不足・怠け者等のレッテルを張ります。結果、彼らは居場所を失い、信じて相談できる相手もなく犯罪に巻き込まれるのです。

ホザナ・ハウスは、そのような理由で苦しみ、少年院等に入所した者や、児童養護施設等の退所児童たちの自立支援を、また犯罪の未然防止を目的としています。

ホザナ・ハウスの使命は、現在の公的支援制度の空白部分でさまよう少年たちに寄り添い、社会的養護を受けられない少年たちに、居場所と食事を提供し、聖書の示す愛を持って少年たちの傷を癒やし、自立を促すことです。

また、自立支援活動を通して、子どもの権利条約第20条の「家庭環境にとどまることができない子どもは、特別の保護と援助を受ける権利がある」という理念を実現すること、および、将来起こりうる犯罪と被害者を減少させ、社会的に排除された弱者である少年たちを包摂する共生社会をつくることです。

NPO法人ホザナ・ハウスの働きはまだ8年にも満たないものですが、その期間50名を超える少年たちを預かり寄り添ったことで、理解できたことがあります。それは非行の原因です。非行の内容は様々ですが原因は、少年自身の問題よりも養育環境にあると解りました。要するに、彼らはアダルトチルドレン(幼少期の環境や境遇が原因で、大人になっても生き辛さを抱えている人々をアダルトチルドレンと呼ばれ、近年は機能不全家庭で育った子どもたちを呼ぶようだ。機能不全家庭とは、家庭内に対立や不法行為、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト等が恒常的に存在する家庭を指す。機能不全家庭とも称され、その状態を家庭崩壊と言われている。)なのです。

彼らに安心して暮らせる家庭があり、生活環境が整っていたなら、児童養護施設に入ることはなく、仮に事件を起こしたとしても家庭が観察を約束することで、少年院には送られません。また家庭環境が整っていたなら、生きるために必要な概念・生活力が身に付き、公的な支えがなくても自立に近づくことができるでしょう。しかし、彼らには安心できる居場所も信用できる大人もいないのです。

そんな少年らに法的な守りはありません、それよりも彼らに対する偏見は大きなものです。近年は障害者施設も同様な扱いを受けているようですが、少年院帰りの少年たちはもちろん、児童養護施設などをも反社会的扱い、加害者と位置付ける人たちがいるからです。

世間は被害者救済・支援には協調しますが、加害者支援に反対します。行政もアリの程度で支援を提供していますが、無に等しいものです。民意にそぐわないことに力を注げないのです。

罪を犯すものは悪者、加害者ですが、悪環境の中で育った子どもたちは、社会的支援を受けられなかった被害者なのです。彼らは今もなお生きづらさをもって苦しんでいるのです。

そんな子どもたちを支えるためにNPO法人ホザナ・ハウスでは、障害児の通所事業・障害者の就労支援事業などを手掛け、その収益を使って、法的支援の空白を埋めるべく邁進していますが、彼らの愛情不足を埋めるには時間がかかります。

ホザナ・ハウス 「ガールズシェルター」



ホザナ・ハウス ガールズシェルター

概ね15歳から20歳までの女子を対象としています。(定員4名)

当初は少年事件等で環境に問題があって家庭に帰れない子どもたちの居場所でしたが、少年事件の陰には多くのケースで虐待があることから、家庭で虐待を受け、行き場をなくし、不安定な暮らしを余儀なくされている子どもたちに居場所を提供し、安心を与え、また事件に巻き込まれることを未然に防ぐためのシェルターに特化しました。

近年は援助交際などの問題が注目されています。「ホザナ・ハウス」でもこの問題に取り組むことになりました。

「ガールズシェルター」を短期シェルターとしても活用して、食事、入浴、宿泊場所の提供をしていきます。その後公的支援や法的支援が必要な場合は、ハウスの協力弁護士が関係機関とも連携し、支えていきます。



私たちは 『買われた』展

- 私が売っていたのは、小6の11月26日から始まり、2年間です。
- 「こいつらに捕まったのが私でよかった」と思うようになっていました。
- 「男性」は私を道具としてしか見なかった。
- 「お金ないなら、働いできてよ」友達がいなくなるのが怖かった私は従った。
- 私から勉強がなくなった。何も残らないと思った。
- JKBビジネスがきっかけで お姉ちゃんに誘われて、
- 体を売って代わりにおにぎり一つもらった。

私たちが、いま、
ここに生きていることを知ってほしい。

2018年
9月20日(木)~21日(金)

【展示会場】一般社団法人Colaboとつなぐがさぎまよるがさぎ〜PTAobori
【協賛】一般社団法人Colabo代表の仁藤夢乃氏

会 場：三軒コンベンションセンター
日 時：9月20日13:00~20:00/21日9:00~17:00
入場料：一般1500円 高校生以下無料
主 催：NPO法人 ホザナ・ハウス
協 賛：兵庫県弁護士会 子どもの権利委員会(※)

※この企画は「ほーとーん」さんと共同で開催します。
※入場料は、展示会場内で行われる販売品をすべてに含みます。
※応募受付は9月20日13:00~17:00までです。

NPO法人 ホザナ・ハウス
Tel.078-858-8566 / Fax.078-265-2298
〒650-0045 神戸市東灘区高砂4-4-10
http://hozana-house.com/

2018年9月20日~21日に、居場所を失い金銭が尽きて、寝る場所と食事を得るために、仕方がなく身を委ねる少女たちの現実を広く知っていただきたく、「私たちは『買われた』」展と一般社団法人Colabo代表 仁藤夢乃氏の講演会を開催しました。

カリス・ホーム

自立援助ホーム

義務教育終了後15歳から20歳までの家庭がない児童や、家庭にいたることができない児童が入所して、自立を目指す家である。児童自立生活援助事業として児童福祉法第6条の3第1項および33条の6に位置づけられている。

自立援助ホーム

「カリス・ホーム」「カリス・ホームボーイズ」

カリス・ホームに入所する子どもたちのほとんどが、児童相談所を経由しています。児童養護施設や里親宅で問題を起し居場所をなくした子どもや、家庭での虐待が原因で保護された子どもたちです。

また家庭裁判所からも補導委託で試験観察児童が入所するケース、少年院から仮退院後の入所もあります。

カリス・ホームに来る子どもの多くは人間不信、大人不信を抱えた子どもたちなので集団生活にはなかなか適応できません。

この様な子どもたちに必要なのは指導でも、管理でもありません。本人の意思を尊重してただ愛をもって寄り添うことです。

具体的には、やる気になるのを待ちます。間違っていると感じていても好きにさせます。何度かは失敗すると分かっていますが、失敗したり誤った体験をしながら成長するのです。

カリス・ホームは「自立」を「子どもたちが何でも一人でできるようになること」とは捉えていません。「自分でやる意思をもつ」「SOSを出せるようになること」と考えます。

自分自身を抑制できない子どもたちもいます。夜遊びがしたくて帰ってこない子、寂しさに耐え切れず異性との繋がりを強く求める子、非行をして再び家庭裁判所に繋がってしまう子、少年院に入ってしまう子といるのですが、それでもなお、彼らが選り決断した結果なら援助を続けます。彼らから関係を断ち切らない限り、援助が続きます。



自立援助ホーム

「カリス・ホーム」「カリス・ホームボーイズ」



事業所

カリス・ホーム

〒659-0096 芦屋市山手町15-8
Tel.0797-34-0588

カリス・ホーム ボーイズ

〒659-0087 芦屋市三条町37-12
Tel.0797-22-8802

ホザナ・ルーム

放課後等デイサービス事業所

支援を必要とする障がいのある子どもを、発達支援や居場所づくりを目的として放課後や休日、夏休みなどに預かる事業所で、自立した日常生活に必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会などを提供し、子どもの利益の保障と健全な育成を図る。小学校から高等学校までの子どもを対象とするが、特例で20歳に達するまで利用できる。保護者から子育てについての相談を受けたり、一時的にケアを代行することで保護者が子どもに向き合うゆとりを生むなど、保護者支援の役割も担う。

親子のより良い関係づくりの支援

発達に関する支援が必要となる子どもたちを対象に、それぞれの学力に合わせた学習支援による基礎学力向上のお手伝いをします。同じような課題を抱える子供たちが、学校や学年に関係なく友だちづくりをし、周りを気にせず一緒に遊べる居場所づくりをおこなっています。

それぞれの特性が異なる発達に関する障がいは、大人たちが1人ひとりの子どもたちをよく理解し、それぞれに合ったかわり方や成長の目標を持ってあげることが、最も大切だと私達は考えています。

子どもたちそれぞれが学習や遊びを通して、自信をつけて楽しめる場所や、時間を提供することによって、ご家族にも安心できる、こころ休まる時間を持っていただけるようにして行きたいと思っています。



ABA(応用行動分析学)の実践

ABA (Applied Behavior Analysis: 応用行動分析学) は、人間の行動を個人と環境の相互作用の枠組みの中で分析し、実社会の諸問題の解決に応用していく理論と実践の体系です。

教育などに幅広く活用されており、とりわけ自閉症児や発達障がい児の問題行動を改善するのに用いられます。

ホザナルームではABAの専門知識を持ったスタッフが安心して子どもたちが過ごすことができる居場所づくりと、ご家族様のサポートに取り組んでいます。



児童発達支援・放課後等デイサービス「ホザナ・ルーム」

児童発達支援事業所

児童発達支援事業とは、障がいのある未就学児を対象に、日常生活をおくるのに必要な基本動作や知識などを習得し、集団生活や社会生活に適応できるように通所施設などにおいて行う支援活動です。

放課後等デイサービス事業所

支援を必要とする障がいのある子どもを、発達支援や居場所づくりを目的として放課後や休日、夏休みなどに預かる事業所で、自立した日常生活に必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会などを提供し、子どもの利益の保障と健全な育成を図るサービスです。

対象は、小学校から高等学校までの児童ですが、特例で20歳に達するまで利用できます。保護者から子育てについての相談を受けたり、一時的にケアを代行することで保護者が子どもに向き合うゆとりを生むなど、保護者支援の役割も担う事業所です。



事業所

〒658-0021 神戸市東灘区深江本町3-5-6-1F
Tel.078-855-3974

ホザナ・ファクトリー

障がい者の就労の機会を提供

就労継続支援B型作業所とは

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援(A型)や一般就労への移行を目指します。



対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方。
- (2) 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定での利用を含む)した結果、B型の利用が適当と判断された方。



サービスの内容

- 生産活動その他の活動の機会の提供(雇用契約は結ばない)
- 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- その他の必要な支援

利用料

18歳以上の場合は利用者とその配偶者の所得、18歳未満の場合は児童を監護する保護者の属する世帯(住民基本台帳上の世帯)の所得に応じた自己負担の上限月額があります。ただし、上限月額よりもサービスに係る費用の1割の金額の方が低い場合には、その金額を支払います。その他に、食費などについての実費負担があります。



ホザナ・ファクトリー (チャリティショップ)

就労継続支援B型作業所「ホザナ・ファクトリー」では、チャリティショップ(古着屋)を運営し、古着のアイロン仕上げ、セットアップ。また古着を利用したオリジナル商品の作成等の業務を、身体・精神・知的障害をもつ利用者に分担することによって、就労支援をしています。

その商品や皆様より頂いた衣料品などは、チャリティショップで販売。またオリジナル商品は、神戸市役所の「ふれあい工房」や、行政主催のバザーなどでも販売をしています。

その売り上げの一部は、「日本盲導犬協会」・「日本介助犬協会」・「ふかれすきゅークラブ」・「チーム命の輪」などの働きを支えるために寄付を、また皆様より頂いた子ども服などは、兵庫県下の乳児院・「NPO法人ママの働き応援隊」に寄贈しています。



古着の寄付をお願い致します

- 不要となった婦人服・紳士服・子供服・和服・下着・靴下など
※洗濯されているもの
- ✕ 活用できず、受け付けていない品物
→使用済み食器、ぬいぐるみ、布団、枕、クッション、電化製品

「ホザナ・ファクトリー」では、寄付でいただいた衣類等を活用して、支援を必要としている方々に物資と資金を提供しています。そのために常にたくさんの衣類を求めています。ご家庭や職場で不要な衣類がありましたら、ぜひ「ホザナ・ファクトリー」に寄付をお願い致します。

〒652-0041 兵庫県神戸市兵庫区湊川町4-8-14
メゾンドール湊川1F

チャリティショップ「ホザナ・ファクトリー」

賛助会員募集

NPO法人ホザナ・ハウスでは、事業の趣旨にご理解ご賛同頂ける方々に新規賛助会入会をお願いをしています。

賛助会費は、下記の通り、郵便振替口座に、お振込願います。

- * 賛助個人会員様 一口 5,000円
- * 賛助団体会員様 一口 30,000円

口座記号番号 00920-8-201487

加入者名 NPO法人ホザナ・ハウス

*郵便振替用紙に必要事項(お名前、住所、電話番号、会員口数及び会費)をご記入いただき、郵便局でお振込み下さい。

賛助会費納入をもって、入会とさせていただきます。

hozana-house.com

ホザナ・ハウス カリス・ホーム ホザナ・ルーム ホザナ・ファクトリー ホザナ・カフェ

J.J.W.M.神戸弟子教会

NPO法人 ホザナ・ハウス

〒657-0034 兵庫県神戸市灘区記田町5-6-20 灘ロイヤルハイツ2階

Tel.078-858-8566 Fax.078-385-3398